

水道料金の統一について

水道法（昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号）

第一章 総則

略

（責務）

第二条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

以上の様に規定されており、このことから

- ・水道事業の経営の健全化、安定化を図る
- ・市民間に不公平がなく社会的にも均衡が保たれている。

ことを目的に、新市になり簡易水道料金の統一を図りました。

今回、上水道事業と簡易水道事業についても、平成29年4月1日の統合により水道事業一つとなることから、料金の統一を図ります。

尚、分担金については、水道施設の整備・拡張や安定した水の供給、および現在水道を使用している人との負担の公平を図るために徴収されるものであるため、今回は改正しない。

●統一方法

簡易水道にある13mm基本料金をどうするか
使用水量区分をどうするか

・基本料金について

	上水道	簡易水道
13mm	—	2,260 円
20mm	2,500 円	2,500 円
25mm	6,560 円	6,560 円
30mm	10,800 円	10,800 円
40mm	17,780 円	17,780 円
50mm	25,660 円	25,660 円
75mm	53,220 円	53,220 円
100mm	91,400 円	—
私設消火栓	1,020 円	920 円

・従量区分について

上水道	簡易水道	料金
～18 m ³	1～20 m ³	76 円
～40 m ³	～40 m ³	132 円
～100 m ³	～100 m ³	210 円
100 m ³ ～	100 m ³ ～	232 円
1,120 円	1,020 円	5 分・2 基

今後の下水道事業について

○公営企業会計への移行（公営企業会計の適用）について

- ・平成 26 年 8 月 総務省が「公営企業会計に向けたロードマップ」を提示
- ・平成 27 年 1 月 総務省から「公営企業会計の適用の推進について」が発出され、地方自治体に対して、平成 32 年 4 月までに簡易水道事業・下水道事業等を公営企業会計へ移行するよう要請がされた。

○公営企業会計への移行に関する業務について

- ・平成 32 年 4 月の公営企業会計移行に向けて、下水道事業（農業集落排水事業含む）の公営企業会計に向けた業務を進めていきます。

公営企業会計移行に関する主な業務

1. 公営企業会計移行の基本方針の検討
2. 固定資産調査・評価
3. 公営企業会計移行に伴う事務手続き
4. 企業会計システムの構築

○中長期的な下水道事業・農業集落排水事業の経営収支計画の策定

- ・下水道事業・農業集落排水事業については、多額な一般会計繰出金に依存しているのが現状です。中長期的な経営収支計画を策定し、下水道事業計画の検討や財源の確保の検討を行います。主要な財源である下水道使用料の検討も必要となっています。

別添3 公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ

